

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成25年8月26日

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫  
西尾市監査委員 田 中 弘

## 第1 請求文

### 1 措置請求書

#### 西尾市職員措置請求書

#### 請求の要旨

- (1) 西尾市長は山下町町内会に平成24年度において917,400円（平成24年度山下町町内会決算報告書（以下「決算報告書」という。）から推定）の補助金（決算報告書の科目）、（西尾市町内会長に依頼する事務説明書における委託料と推定される。）を交付しているが、山下町町内会はその補助金の一部を前記説明書で委託する事務以外である神社関係費1,573,298円の一部に支出している疑いがある。
- (2) 平成24年度山下町町内会総会（平成25年3月10日開催）において前記神社関係費うちおよそ1,000,000円は山下町八幡社社務所（以下「社務所」という。）の修繕費と説明している。「砂川市有地違憲訴訟（空知太事件）最高裁判決」の判決要旨多数意見からして、社務所は神社神道のための施設であり、これらのことは山下町町内会が宗教上の団体である氏子集団であると言う疑念がもたれる。また、当該支出は「山下町町内会規約」（以下「規約」という。）第2条に規定する目的「本会は町内住民の親睦を旨とし、町内に於ける諸行事について円滑なる運営を計ることをもって目的とする。」の範囲外の支出である。  
このような山下町町内会に西尾市が業務を委託し、委託料を支払ったことは不適切である。
- (3) 本来、氏子集団が全額を寄付をもって社務所を修繕するのが正当である（ちなみに同神社においても、平成3年に八幡社修復奉賛会が寄付金により土留めの修復工事を行っている。）にもかかわらず、平成25年度から町内会費を1,500円値上げまでして、社務所の修繕費（平成25年度山下町町内会予算における科目は災害等積立金）1,000,000円を計上している。これは今後数年継続されると推定される。更に、平成

24年度決算報告書に計上されていた特別災害積立金4,678,105円を平成25年度から科目の名称を災害等積立金に変更して社務所の修繕費に充てることも予定している。

なお、前記値上げは、「自治会費に上乗せ寄付金徴収違法最高裁判決」からして、その総会における値上げに係る決議は、思想信条の自由を侵害し、公序良俗に反し無効である可能性がある。

- (4) 山下町町内会は、平成25年4月1日から規約を改正して構成員（会員）を「会費を納入した居住者個人」に限定してしまい、認定地縁による団体でない町内会にも援用されると解されている地方自治法第260条の2第2項第3号の規定「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができる」に反するものにしてしまった。
- (5) 以上のことからして、山下町町内会は、西尾市の業務を受託できる要件を具備した団体であるか疑義が生じる。したがって、山下町町内会に西尾市の業務を委託し、委託料を支払うのは不適切である。

事実を調査（近日中に支払いが予定されている平成25年度に係るものも含め、）の上、不適切な実態が確認されれば、本来、山下町町内会が委託先として適切でないならば、委託料全額の返還を求めるものであるが、平成24年度に係るものについては、既に委託された事務は終了しているため、不適切なことを執行した町内会長に係る金額（委託料の額算出中の町内会長・均等割の額(30,000円)及び代表町内会長の額(28,000円)）の返還を西尾市長に対して求めるよう勧告されたい。

- (6) また、西尾市長に対して、①委託料収入のある会計と神社関係費支出のある会計を厳密に分離すること、②神社関係費については町内会でない別の団体が、賛同した者のみから徴収すること、③今まで町内会費として徴収したもの及び積み立てたものを今後において神社関係費として支出しないこと、④改正規約を西尾市の雛形にそったものに、ただちに平成25年4月1日に遡って改正すること、を、山下町町内会に対して改善指導することを勧告されたい。

請求者

住所 西尾市●●●●●

職業 ●●●●●●●●●

氏名 ●●●●●●●●●

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を要求します。

平成25年6月25日

西尾市監査委員

手 嶋 英 夫

田 中 弘

(措置請求書は、原文のまま掲載した。)

## 2 事実証明書

- ・平成 24 年度山下町町内会決算報告書
- ・平成 20 年度 町内会長へ依頼する事務説明書の一部
- ・平成 24 年度 山下町町内会総会次第
- ・平成 25 年度 山下町町内会予算（案）
- ・山下町八幡社 平成 3 年 9 月竣工 寄付金者御芳名の表紙
- ・西尾市山下町 町内会規約（平成 19 年 3 月 11 日）
- ・山下町町内会規約（平成 25 年 4 月 1 日改正）
- ・町内会規約（例）

## 第 2 監査の結果

前記の監査請求について監査した結果を、別紙のとおり請求人に通知した。

平成25年 8 月 23 日

請求人 ●●●●● 様

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫

西尾市監査委員 田 中 弘

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 25 年 6 月 25 日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第 4 項の規定により通知する。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の要旨

(1) 主張する事実

平成 24 年度において、西尾市が市の事務の受託要件に疑義がある山下町町内会（以下「本件町内会」という。）に町内会事務委託料と推定される 917,400 円（本件町内会決算における補助金収入額）を支払ったことは不適切である。

(2) 違法又は不当とする理由

本件町内会は、平成 24 年度において、市からの委託料の一部を神社関係費に支出した疑いがあり、また、平成 25 年度においては町内会費を値上げして、社務所の修繕費にあてようとするなどのほか、平成 25 年 4 月に山下町町内会規約（以下「規約」という。）を改正して、住民すべてが構成員になることができるという法の趣旨に反するものにした。

### (3) 求める措置

西尾市長に対し、平成 24 年度事務委託料のうち、不適切なことを執行した町内会長に係る金額（「周知及び依頼事務」委託料のうち、町内会長の均等割の額 30,000 円及び代表町内会長の額 28,000 円）の返還を求めるよう勧告されたい。

なお、町内会に以下の改善指導することも勧告されたい。

- ・委託料収入のある会計と神社関係費支出のある会計を厳密に分離すること
- ・神社関係費については町内会でない別の団体が、賛同した者のみから徴収すること
- ・今まで町内会費として徴収したもの及び積み立てたものを今後において神社関係費として支出しないこと
- ・改正規約を平成 25 年 4 月 1 日に遡って、西尾市の雛形にそったものに改正すること

### (4) 提出された事実証明書

- ・平成 24 年度山下町町内会決算報告書
- ・平成 20 年度 町内会長へ依頼する事務説明書の一部
- ・平成 24 年度 山下町町内会総会次第
- ・平成 25 年度 山下町町内会予算（案）
- ・山下町八幡社 平成 3 年 9 月竣工 寄付金者御芳名の表紙
- ・西尾市山下町 町内会規約（平成 19 年 3 月 11 日）
- ・山下町町内会規約（平成 25 年 4 月 1 日改正）
- ・町内会規約（例）

## 2 請求の受理

本件請求は、平成 25 年 6 月 25 日付けで提出をされ、監査委員が求めた補正項目に関し、同年 7 月 2 日に請求人により補正がなされた。その結果、本件請求は法第 242 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものと認められ、同年 7 月 4 日付けで受理した。

なお、受理後の同年 8 月 20 日に請求人により補正がなされた。

## 第 2 監査の実施

監査内容は、次のとおりである。

### 1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 25 年 7 月 10 日に請求の要旨に係る補足事項について、請求人から陳述を受けた。

なお、この際新たな証拠の提出はなかった。

## 2 監査対象事項

平成 24 年度において、市の事務を本件町内会に委託し、委託料を支払ったことを監査対象事項とした。

## 3 監査対象部課

町内会に関する事務を所管する地域振興部市民協働課を監査対象部課とした。

## 4 関係職員の調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、地域振興部市民協働課に対し、関係書類の提出を求め調査をするとともに、平成 25 年 7 月 18 日に関係職員として市民協働課長及び主査から町内会へ委託した事務について聴取した。

## 5 関係人の調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 25 年 8 月 7 日に、現山下町町内会長代表始め、当時の町内会長代表などから本件町内会の状況や活動、その他決算内容などについて聴取した。

## 6 実地調査

平成 25 年 7 月 18 日に、本件請求と関連がある山下町八幡社及び社務所の現状について実地調査を行った。

## 第 3 監査の結果

監査対象事項について調査した結果は、次のとおりである。

### 1 本件町内会の受託要件の適否

#### (1) 本件町内会の現状

本件町内会は、山下町に居住する個人で組織されており、加入世帯としては、499 世帯（平成 24 年度 町内会長等報告書）である。会の組織構成は第 1 区から第 4 区の 4 つの区に別れ、活動に当たっては、各区に置かれた町内会長のもと、規約に従い運営されている。また、各区会長の輪番制で町内会長代表が選任され本件町内会を代表することとなっている。なお、地元の神社として八幡神社、津島神社、稻荷神社及び社務所が同一敷地内にある。

#### (2) 本件町内会の規約

上述した規約の中で主要な事項は、第 2 条「本会は町内住民の親睦を旨とし、町内に於ける諸行事について円滑なる運営を図ることをもって目的とする。」、第 3 条「本会は市行政の末端組織として、市役所より諸事項につき伝達、通報、連絡等をも併せ行うものとする。」第 10 条「本町内に居住する世帯主は、原則とし

て町内会費を負担する義務を負うものとする」などである。

(3) 本件町内会の活動状況

平成 24 年度における主な活動は、市政に関する伝達事項の取りまとめや広報配布などのほか、清掃活動やキッズパトロール、街頭指導など、生活環境、社会福祉、交通安全、その他住民の連帯意識の育成をする活動があった。

その他、八幡社・伊文神社の管理運営などの活動実績も確認した。

(4) 本件町内会の受託要件

一般的に町内会は、自主的な住民組織のひとつであり、それぞれの地域住民が連帯意識をもって安全かつ快適な日常生活を営むことができる環境づくりを共同の目標とした公共性を有する団体である。

本件町内会について、規約や活動実績などを見ても、まさに、地域住民の生活及び環境の向上を図るため、地域的な共同活動をおこなっており、会の目的達成のために、役員は連絡会を頻繁に開催し、会員の情報交換を密にするなど、立派に業務を遂行していた。

よって、市が本件町内会に事務を委託することに、何ら疑義は認められなかった。

ちなみに、神社関係費への支出、会費の値上げなどは、町内会内部の問題として、それぞれ判断されるべき事項であると考ええる。

2 本件町内会への委託料支出について

(1) 本件町内会決算に含まれる委託料

本件町内会に委託した事務は、主に広報配布や市政に関する伝達事項を周知する「周知及び依頼事務」と、生活環境、社会福祉、交通安全、その他住民の連帯意識の育成など、地域の健全な発展を図る「地域振興活動事務」である。

平成 24 年度 補助金収入額 917,400 円を調査したところ、その内容は、市から町内会へ委託した「地域振興活動事務」委託料の 800,500 円であり、差額の 116,900 円は、他部局及び他団体からの収入であった。

なお、請求人が返還の措置を求めた「周知及び依頼事務」委託料は、町内会決算に含まれていなかった。

(2) 町内会事務委託料支出の適否

本件町内会が市から受託した事務について監査したところ、事業報告書などから着実に実施されていたことを確認することができた。

また、事務を委託した市側においても、委託料を支出するための積算や根拠、財務会計など事務手続きが、事務規則に従い適正に処理され、委託料が本件町内会に適正に支出されていた。

#### 第4 監査委員の判断

本件町内会は、約 500 世帯という市内では大きい町内会であり、その取りまとめに、町内会長代表始め役員さん達が、地域社会発展に対する高い熱意と、強い責任感を持って、率先して地元住民のために、汗を流されている姿勢は、敬服に値する。

まさに、市にとって、行政事務を託すに足る信頼できる重要なパートナーと考える。

ただ、大きな組織においては、とかく、今回のような問題も起こりうるものかと推察されるが、今一度、話し合うなどして早急な解決を願うものである。

#### 第5 結 論

以上のことから、本件町内会に市の業務を委託し、委託料を支払うのは不適切であるという請求人の主張に理由はなく、本件請求を棄却する。